

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jsta.or.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・ 長期基本計画（未来構想）2022～2041および中期基本計画2022～2026を策定し、本連盟HPにて公表している。 ・ 計画の策定にあたり、関係委員会（企画委員会、国際委員会）が合同会議を重ね協議を行った上で計画を策定し、令和3年度第5回理事会議において承認された。 ・ Mission・Vision・Valueは令和7年度臨時評議員会において承認され、本連盟のHPで公表している。	1. ソフトテニス長期基本計画（未来構想）2022～2041 2. ソフトテニス中期基本計画 2022～2026 3. 令和3年度第5回理事会議事録 4. Mission・Vision・Value 5. 令和7年度臨時評議員会議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材の採用および育成に関する計画（人材育成基本方針）は令和7年度第8回理事会において承認され、本連盟HPで公表している。	1. 人材育成基本方針 2. 令和7年度第8回理事会議事録
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財務の健全性を確保する計画として策定した中期財務方針は令和7年度臨時評議員会で承認され、本連盟HPで公表している。	1. 中期財務方針 2. 令和7年度臨時評議員会議事録
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の目標割合を25%以上に設定している。 (2) 女性理事の目標割合を40%以上に設定している。 ・ 令和8年度6月役員改選において、理事構成比は外部理事割合30%、女性理事割合44%となった。	1. 令和5年度第6回理事会議事録 2. 役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1) 外部評議員の目標割合を1%以上と設定している。 (2) 女性評議員の目標割合を1%以上と設定している。 (3) 令和7年度臨時評議員会において目標達成に向けた協力要請を行った。	1. 令和7年度第8回理事会議事録 2. 評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会を設置し、令和7年度においては委員会が1回開催された。 (2) アスリート委員長に理事を配置し、委員会の意見を適宜反映する体制を整えている。	1. 令和7年度第1回アスリート委員会議事録 2. 運営本部・専門委員会・部会名簿（アスリート委員会）
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 本連盟の定款で定められた理事の定数(20名以上23名以内)は適正な規模であり、実効性の確保を図ることが出来ている。	1. 定款 2. 役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 役員選出規程第5条(役員の定年制)において、役員は選任時にその年齢が70歳未満と定めている。 ただし、役員候補者選考委員会が、選任時の年齢が70歳以上75歳未満の者について、役員として選出すべき必要かつ合理的な具体的理由があると評価した場合には、その者を役員として選任できるものとする定めている。	1. 役員選出規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数上限を設けること	(1) 理事は、10年を超えて在任することができないものとするが、連続する在任年数が10年に達する場合であっても、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があると役員候補者選考委員会が評価した場合は、さらに1期又は2期再任させることができると、役員選出規程第6条第1項において定めている。 (2) 再任期間を満了した者については、満了後4年以上経過した時点で再び理事候補者となることができると、役員選出規程第6条第2項において定めている。	1. 役員選出規程 2. 役員名簿
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 独立した諮問機関として役員候補者選考委員会を設置している。 (2) 委員会の構成は9名以内の委員により構成され、外部委員が3名以内（うち1名は女性とする。）、理事が3名以内(業務執行権を有する者から2名以内、理事会が推薦する者1名とする。）、評議員が2名以内(原則として東日本、西日本地区から各1名以内とする。）、アスリート代表1名以内（本連盟アスリート委員会が推薦する者とする。）とし、多様性を確保している。 委員長には外部委員として有識者を配置している。	1. 役員選出規程 2. 令和8年度第1回役員候補者選考委員会議事録
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 法令を遵守するために必要な各種規程を整備し組織運営にあたっている。	1. 事務局規程 2. 倫理規程
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 法人の運営に関して必要となる各種規程を整備し組織運営にあたっている。	1. 事務局規程 2. 役員選出規程 3. 定款 4. 会員登録規程 5. 競技者規程 6. 専門委員会規程 7. 会計事務規程 8. 加盟団体規程
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 法人の業務に関して必要となる各種規程を整備し業務にあたっている。	8. 事務局規程 19. 会員登録規程 20. 競技者規程 22. 会計事務規程 24. 公認審判員規程 25. 技術等級制度規程 26. 表彰規程 27. 文書管理規程 28. 旅費支給規程 29. 慶弔規程 30. コート公認規程 31. ソフトテニス用具・用品およびテニスコート施設に関する公認規程 32. 公印規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	(1) 役員等の報酬ならびに職員の給与および旅費支給等の費用に関する規程を整備し運営にあたっている。	1. 役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程 2. 事務局規程（事務職員 給与規程） 3. 旅費支給規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(1) 定款ならびに特定費用準備資金等取扱規程および会計事務規程を整備し運営にあたっている。	1. 定款 2. 会計事務規程 3. 特定費用準備資金等取 扱規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	(1) 定款のほか維持会員規程ならびに会員登録規程等の財政的基盤を整える各種規程を定めて運営にあたっている。	1. 定款 2. 会員登録規程 3. 加盟団体規程 4. ソフトテニス用具・用 品およびテニスコート施 設に関する公認規程 5. 特定費用準備資金等取 扱規程 6. 維持会員規程 7. 会員及び会費に関する 規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	(1) 「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」において編成基準を定め、選考人数、選考時期、選考方法等を定めており本連盟HPで公開している。 (2) 競技者規程において選手の権利保護等に関する事項を整備している。 また、日本代表チーム等の選手等の肖像等の取り扱いに関し、肖像等の取扱規程にて定めている。 (3) 「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」は、強化委員会が案を策定し、理事会において承認を得て施行されている。	1. 日本代表チーム・ナ ショナルチーム・全日本 アンダーチーム編成基準 について 2. 競技者規程 3. 肖像等の取扱規程 4. 令和6年度第9回理事会 議事録
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	(1) 公認審判員規程ならびに審判委員選考規程を整備し運営にあたっている。	1. 公認審判員規程 2. 審判委員選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	(1) 法的な相談や問い合わせについては弁護士と、財務会計面については公認会計士ならびに税理士と、労務管理について は社会保険労務士と顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認している。 (2) 監事に弁護士を配置しており、必要に応じて相談や助言を受ける体制を確認している。	1. 弁護士との顧問契約書 2. 会計士との監査契約書 3. 税理士との業務委任契 約書 4. 社会保険労務士との業 務委託契約書 5. 理事・監事調書
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	(1) 倫理・コンプライアンス委員会を設置している。 (2) 倫理・コンプライアンス委員会所掌事項等については、倫理・コンプライアンス委員会規程で定めている。	1. 運営本部・専門委員 会・部会名簿（倫理・コ ンプライアンス委員会） 2. 倫理・コンプライアン ス委員会規程
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	(1) 倫理・コンプライアンス委員会の構成員に弁護士を配置している。	1. 運営本部・専門委員 会・部会名簿（倫理・コ ンプライアンス委員会） 2. 倫理・コンプライアン ス委員会規程
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	(1) 役職員に対するコンプライアンス研修を少なくとも年に1回以上実施している。参加出来なかった役職員へは、アーカイ ブ動画や配布資料等を共有し、フォローアップを図っている。 令和7年度は臨時評議員会（令和8年2月15日開催）において役職員の他評議員も対象としたコンプライアンス研修会を実施し た。 令和8年度は研修計画に基づき実施する。	1. 令和7年度臨時評議員会 議事要旨 2. 令和8年度コンプライア ンス研修計画
23	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	(1) 選手及び指導者向けに対するコンプライアンス研修を少なくとも年に1回以上実施している。参加出来なかった選手及び 指導者へは、アーカイブ動画や配布資料等を共有し、フォローアップを図っている。 令和7年度については、選手向け研修を令和7年11月度、令和8年2月度に実施し、指導者向け研修を令和7年11月度に実施し た。 令和8年度は研修計画に基づき実施する。	1. 令和7年度指導者向けコ ンプライアンス研修会資 料 2. 令和7年度選手向けコン プライアンス研修会資料 3. 令和8年度コンプライア ンス研修計画

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	(1) 審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス研修を実施している。 毎年度開催する1級審判員検定会・研修会において受講生を対象とした研修を実施している。 【検定会】 令和6年7月、11月実施 令和7年6月、11月実施 令和8年1月実施 【研修会】 令和6年11月実施 令和7年1月、2月、12月実施 令和8年1月実施 (2) 令和8年度は1級審判員検定会・研修会開催日にコンプライアンス研修を実施する。	1. 令和6年度全国審判委員 長会議コンプライアンス 研修資料 2. 令和7年度1級公認審判 員検定会・研修会開催日 程一覧 3. 令和8年度1級公認審判 員検定会・研修会日程一 覧
25	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(1) 法律、税務、会計等の専門 家のサポートを日常的に受けるこ とができる体制を構築すること	(1) 弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士と業務委託契約をしており、日常的なサポートを受けることができる体制を構築している。	1. 弁護士との顧問契約書 2. 会計士との監査契約書 3. 税理士との業務委任契 約書 4. 社会保険労務士との業 務委託契約書
26	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守する こと	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備し、公正な会計原則を遵守するために定期的な監査を実施している。 (2) 法人法ならびに公益法人認定法等各種法律に基づき監査を行う為に、弁護士資格を有する監事を設置している。 (3) 具体的な業務運営の妥当性については、事業年度毎の事業計画書の進捗状況について内部監査にて確認を行い、監査報 告書を作成している。	1. 役員名簿 2. 会計事務規程 3. 旅費支給規程 4. 役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程 5. 特定費用準備資金等取 扱規程 6. 令和7年度事業報告書 別表20 会計監査 7. 令和7年度決算報告書
27	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求められ る法令、ガイドライン等を遵守す ること	(1) 本連盟では（公財）日本スポーツ振興センターなど他団体から助成・補助を受けている事業、また（公財）日本スポー ツ協会から委託を受けている事業があり、対象事業については定められた実施要領等に従っている。担当者から事務局長、専 務理事へと確認し決裁を得ることとしており、組織的に適正に実施している。 倫理規程において、補助金、助成等の経理処理は公益法人会計基準に基づく適正な処理を行うこと並びに流用や不正行為を禁 じることが定められている。 JSCによる定期的なスポーツ振興事業助成金の実態調査を受けている。	1. 倫理規程 2. JSC案内文書：令和5年 度事業を対象としたス ポーツ振興事業助成金の 実態調査の実施について 3. 令和8年度スポーツ振興 くじ助成金交付決定通知 書/交付決定額内訳表
28	[原則7] 適切な情報開 示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令 に基づく開示を行うこと	(1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務諸表に対する注記、付属明細書、財産目録により 構成された決算報告書を本連盟ホームページにて開示している。	1. 令和7年度決算報告書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準を定め本連盟HPで公開している。	1. 日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準について
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 本連盟のガバナンスコード遵守状況はHPで公開している。	1. 令和7年度スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査 自己説明書式
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 重要な契約については、利益相反ポリシーで定められている「利益相反行為」「利益相反管理体制」「判断基準」に基づき検証を行っている。 (2) 本連盟の利益相反ポリシーは、「目的」「関連当事者」「利益相反行為」「利益相反管理体制」「判断基準」「情報開示」「啓発及び相談体制」「見直し及び改廃」で構成され、これらに基づき管理している。	1. 利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 本連盟は利益相反ポリシーを定めており、HP上においても公開している。	1. 利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 本連盟HPにおいて、通報相談窓口の案内と、「日本ソフトテニス連盟 指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ」を公開している。 (2) 内部通報規程第12条(秘密保持)において、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 内部通報規程第11条(情報管理)において、通報に係る情報について管理している。 (4) 内部通報規程第10条(通報者の保護)において、通報者に対する保護について定めている。 (5) 内部通報規程の施行に際し、規程内容、通報後の流れ、調査結果等の周知を徹底する為に、令和6年度臨時評議員会において倫理・コンプライアンス委員長より説明がなされ、役職員に対する意識付けを徹底した。	1. 内部通報規程 2. 指導基本規程 3. 指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程 4. 令和6年度臨時評議員会議事録
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 内部通報規程の運用体制としては、通報窓口を倫理・コンプライアンス委員会に設置すると定めており、同委員会には弁護士が配置されている。 倫理・コンプライアンス委員会は通報に基づく調査および調査結果に基づく対応において、必要に応じて顧問弁護士の助言を得て対応している。	1. 運営本部・専門委員会・部会名簿(倫理・コンプライアンス委員会) 2. 弁護士との顧問契約書 3. 倫理・コンプライアンス委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 懲戒手続規程では、「違反行為」、「違反行為に対する処分の種類・内容」、「調査の実施」、「調査の委託」、「処分審査」、「処分の決定」等の手続きを定めている。 (2) 懲戒手続規程は、本連盟HPで公開している。 (3) 懲戒手続規程における第8条「調査の実施」および第10条「処分審査」では、調査において違反行為をしたおそれのある者に、聴聞及び弁明の機会を与えるものとして定めている。 (4) 懲戒手続規程第11条第2項において、処分結果については処分の内容、対象となる違反行為、処分の手続きの経過、処分の理由、処分の年月日、処分決定に不服がある場合の対応及び申立期間等について定められており、処分の通知については書面又は電子メールをもって処分決定を通知すると定めている。	1. 運営本部・専門委員会・部会名簿（倫理・コンプライアンス委員会） 2. 懲戒手続規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 懲戒手続規程においては、処分審査については、倫理・コンプライアンス委員会が担当することとなり、同委員会の委員には、中立性及び専門性を有する弁護士等の有識者が配置される規程となっている。	1. 運営本部・専門委員会・部会名簿（倫理・コンプライアンス委員会） 2. 懲戒手続規程(改正版)
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 懲戒手続規程においては、第12条「処分に対する不服申立」が定められており、処分対象者が処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消を求めて仲裁の申立をおこなうことができると定められている。 (2) 自動応諾につき、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含む本連盟のあらゆる決定を広く対象に含めるために、懲戒手続規程第12条第4項を加えた改正を行った。 (3) 懲戒手続規程では申立期間について制限を設けていない。	1. 懲戒手続規程 ※JSAA HP内仲裁条項採択状況ページ参照 2. 令和7年度第7回理事会議事要旨
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 懲戒手続規程における第12条「処分に対する不服申立」において、処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消を求めて仲裁の申立てを行うことができると定めている。	1. 懲戒手続規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理マニュアルを策定し、危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルにおいて、対象範囲、クライシスレベル、体制、アクションリスト、を定めている。 (3) 危機管理マニュアルにおける外部向けアクションにおいて、第三者委員会の設置を定めている。	58. 危機管理マニュアル
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 本連盟は審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 本連盟は審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 定款において加盟団体の定義、権利、義務及び処分を定めている。 (2) 加盟団体規程において、「指導及び助言」について定めている。 (3) 加盟団体規程「指導及び助言」では、組織運営及び業務執行についての指導及び助言ならびに情報提供および研修会の実施等による支援が定められており、評議員会等を通じ適宜情報提供を行っている。また、令和7年度臨時評議員会では、コンプライアンス研修会を開催した。 また、令和7年度より新会員登録システムを導入したことにより、説明会ならびにフォローアップミーティングを行い、加盟団体からの意見、要望を収集し、適宜対応にあたっている。	1. 定款 2. 加盟団体規程 3. 令和7年度臨時評議員会議事録 4. 令和7年度第1回フォローアップミーティング次第
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 地方組織等の運営者に対しては、文書発送やメール等を通して適時情報を提供している。評議員会においては、地方組織等の運営や本連盟に係る様々な情報を提供している。 令和7年度臨時評議員会において本連盟のMission・Vision・Valueおよび中期財務方針について説明を行った。 また、中学校運動部活動地域展開を推進する上で、小学生の登録人口も増加させることが必要と考え、加盟団体小学生担当者と中学生担当者が参加する小中学生登録人口推進会議を開催した。	1. 令和7年度臨時評議員会次第・議案書 2. 令和7年度小中学生登録人口推進会議報告書